

事故発生防止のための指針

ゆあステーション

1 ゆあステーションでは、「人間としての尊厳や安全や安心を阻害するなど、提供するサービスの質に悪い影響を与えるもの」をリスクとして捉え、より質の高いサービスを提供することを目標に介護事故の防止に努める。そのために、必要な体制を整備するとともに、利用者一人ひとりに着目した個別的なサービス提供を徹底し、組織全体で介護事故の防止に取り組むものとする。

2 事故防止のための委員会

介護事故発生の防止に取り組むにあたり「事故防止検討委員会」を設置する。

(1) 委員会設置の目的 法人内での事故を未然に防ぐとともに、起こった事故に対しては、その後の経過対応が速やかに行われ、利用者に最善の対応を提供できることを目的とし、安全管理体制を法人全体で取り組める体制作りを推進する。

(2) 委員会の構成は管理者、指導員をもって構成する。

(3) 委員会の開催 年に1回開催し、再発防止等の検討を行う。また、事故発生時等必要に応じ随時委員会を開催する。

(4) 委員会の役割

①マニュアル、事故（ヒヤリハット）報告書などの整備。必要時マニュアルを見直し、改正を行う。

②事故（ヒヤリハット）報告書の分析及び改善策の検討

③検討された改善策を職員に対して周知徹底を図る。

3 介護事故発生防止における各職種の役割

- ・管理者 事故発生予防のための統括管理、処置方法の指示、各協力病院との連携を図る
- ・サービス管理責任者 事故発生防止のための指針の周知徹底、緊急時連絡体制の整備、事故（ヒヤリハット）事例の収集、分析、再発防止策の検討

4 職員研修に関する基本方針

事故発生防止の基本的内容等の適切な知識の普及や、安全管理の徹底を図るため、教育・研修を定期的かつ計画的に行う

(1) 定期的な教育（年1回以上）

(2) 新任職員への事故発生防止の研修会の実施

(3) その他、必要な教育と研修の実施

5 介護事故発生時の対応に関する基本方針

(1) 事故が発生した場合、法人は、利用者に対し必要な処置を講じる等、速やかな対応と迅速・適切な事故処理を行う。その際、過失の有無に関わらず、入所者・利用者及びご家族に誠実な対応を行うことを第一に心掛けなければならない。また、事故の状況及び事故に際してとった処置を必ず記録し、損害賠償の責を負う必要がある時は、速やかに応じるものとする。

(2) 家族等に対しては、あらかじめ指定された緊急連絡先に沿って速やかに連絡を行う。ま

た、山口県、周南市、保険者に対して介護事故等の必要な報告を行う。

6 介護事故発生防止のための取り組み

介護事故発生防止のために、事故防止検討委員会にて事故（ヒヤリハット）報告書を 集計し、介護事故等の発生時の状況等を分析することにより、介護事故等の発生原因、結果等を取りまとめ、有効な防止策を検討し、その内容を職員に周知した上で実施する。有効性が認められない場合には、再度、事故防止検討委員会にて検討する。

7 事故発生防止のための基本方針の公表

事故発生防止のための基本指針は、利用者の求めに応じていつでも法人内にて閲覧で きるようにする

附則 この指針は令和 4 年 4 月 1 日から適用する